

令和7年度 東京都中小企業制度融資のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、都内中小企業の皆様の資金繰りを、様々な優遇メニュー（低金利・信用保証料補助など）で支援しています。

設備投資・企業立地促進

機械設備の導入・更新や工場の新增設等を支援する
保証料負担を大幅に軽減したメニューです！

本メニューの特徴 ～このような優遇等があります～

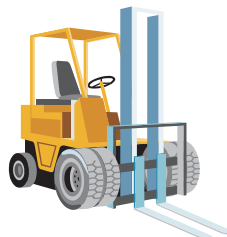
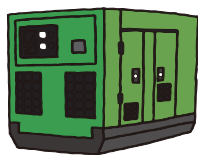
- 設備投資や建物の改修・建替、工場・事務所・店舗の新增設等に必要な資金を長期で融資するメニューです。
- 都が、**全事業者に対して信用保証料を補助**します。

	融資期間	融資限度額	融資利率（※）	信用保証料補助
設備投資	15 年以内 (据置2年以内)	2 億 8,000 万円	固定金利の場合 1.65～2.55%以内	3 分の 2
企業立地促進				

※ 詳しい融資条件・お申込方法は裏面をご覧ください。

ご利用いただける方

設備投資	設備(機械・装置等)の増強等、建物の建替(耐震化)等を行う中小企業者
企業立地促進	東京都内で工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中小企業者

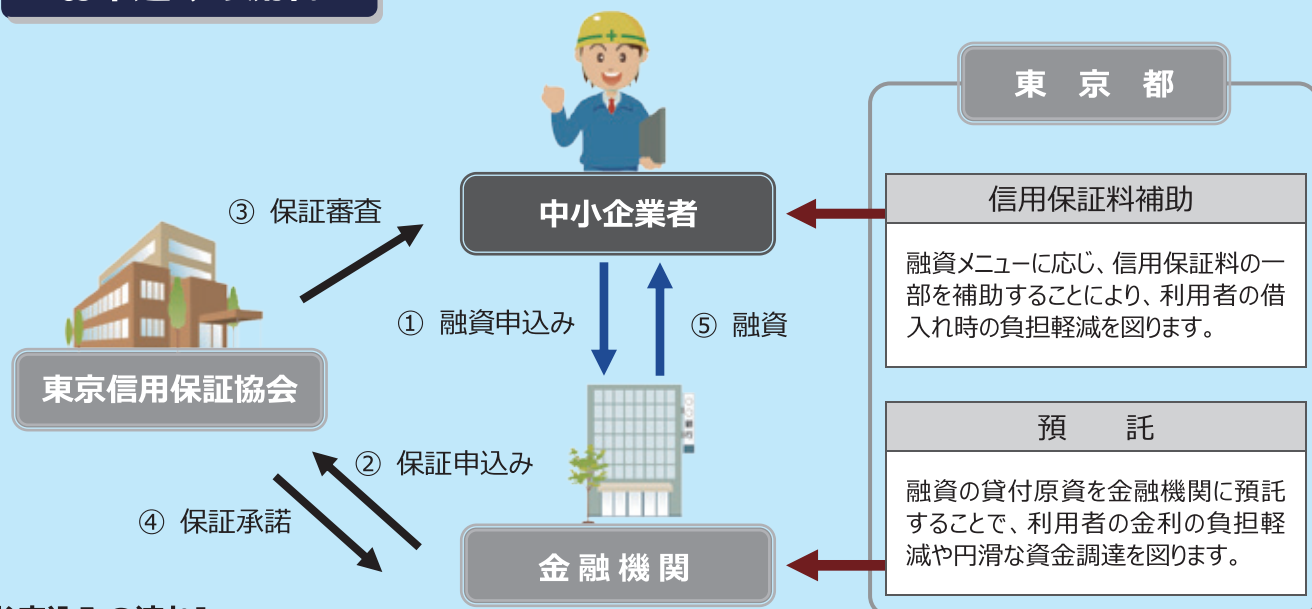


お申込みの流れ及び融資条件については裏面をご覧ください。



東京都

お申込みの流れ



【お申込みの流れ】

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

融資条件等

	設備投資	企業立地促進
ご利用いただける方	事業の実施に必要な設備（機械・装置等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT、IoT、AI、ロボットを活用した設備の導入を含む。）又は、建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化等）を行う中小企業者	引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、都内に工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者
資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金	
融資限度額	2億8,000万円	
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）	
信用保証料補助	全事業者に対し、信用保証料の 3分の2	

※保証人は不要となる場合があります。

■ 融資利率は以下のとおりです。（「設備投資」、「企業立地促進」共通）

融資利率(年)		責任共有制度の 対象 となる場合	責任共有制度の 対象外 となる場合
固定金利	3年以内	1.85%以内	1.65%以内
	3年超5年以内	1.95%以内	1.75%以内
	5年超7年以内	2.15%以内	1.95%以内
	7年超10年以内	2.35%以内	2.15%以内
	10年超	2.55%以内	2.35%以内
変動金利		「短プラ+0.4%」以内	「短プラ+0.2%」以内

- 保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。
- 融資利率は、市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

※ 融資のお申込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。

お問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課

電話 03-5320-4877

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/>

東京都 制度融資

検索



印刷物規格表 第6類

印刷番号 (6) 80



テレワークに関する情報なら
TOKYOテレワークアプリ!

無料

